

(6) 債権管理簿記載の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容																				
環境農林水産部 検査指導課	<p>沿岸漁業改善資金貸付金の平成25年度末の貸付先51件（109,814,000円）のうち、3件（5,173,000円）については、債権管理簿の残高に記載誤りがあり、実際の貸付金残高と不一致が生じていた。</p> <p>また、債権管理自己検査報告書では「概ね適正に管理できている」とされていたが、債権管理簿とのチェックが十分ではなく、債権管理簿の貸付残高の不一致を認識できていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="383 539 1122 691"> <thead> <tr> <th>貸付先</th> <th>債権管理簿残高</th> <th>実際の残高</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲</td> <td>277,000円</td> <td>273,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>2,300,000円</td> <td>2,250,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>丙</td> <td>2,670,000円</td> <td>2,650,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,247,000円</td> <td>5,173,000円</td> <td>74,000円</td> </tr> </tbody> </table>	貸付先	債権管理簿残高	実際の残高	差額	甲	277,000円	273,000円	4,000円	乙	2,300,000円	2,250,000円	50,000円	丙	2,670,000円	2,650,000円	20,000円	合計	5,247,000円	5,173,000円	74,000円	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>大阪府財務規則第90条第3号及び同95条の2に違反している。債権管理簿残高の記載が誤っているため、実際の貸付金残高に訂正されたい。</p> <p>債権管理に係る基礎的なルールに対する理解を深め、検査に当たりチェックを徹底されたい。</p> <p>起案者のみならず、決裁関係者を含め債権管理事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>                      (債権の管理)</p> <p>第90条 債権管理者は、債権管理簿を備え、債権が発生し、又は府に帰属したときは、次に掲げる事項を記載しておかなければならない。</p> <p>3 貸付金の場合にあつては、利息、償還の方法及び期限、担保（保証人の保証を含む。）その他貸付条件に関する事項</p> <p>(債権管理事務に係る自己検査等)</p> <p>第95条の2 債権管理者（本庁にあつては、部局長等。以下この条及び次条において同じ。）は、その所掌に係る債権の管理に関する事務につき毎年度2回以上検査を行なわなければならない。</p> <p>2 債権管理者は、前項の規定により検査を行ったときは、その結果を記録しておかなければならない。</p>	<p>債権管理簿残高については、6月に修正し、あわせて、全ての債権管理簿の残高確認も行った。</p> <p>今後、債権管理簿残高に記載誤りがないよう債権管理簿については、表計算ソフトで管理を行うようにした。</p> <p>債権管理自己検査については、これまで抽出検査で行っていたが、今後は、全件検査を実施するように改めることにした。</p> <p>担当者から決裁関係者までの関係者全員を集め、所属長から財務規則、債権管理自己検査実施マニュアル等について、周知徹底するとともに、適正な事務処理を行うよう強く指示した。</p>
貸付先	債権管理簿残高	実際の残高	差額																				
甲	277,000円	273,000円	4,000円																				
乙	2,300,000円	2,250,000円	50,000円																				
丙	2,670,000円	2,650,000円	20,000円																				
合計	5,247,000円	5,173,000円	74,000円																				